

第4編

計画の実現に向けて

第1章

計画の推進体制

1 『協働』による都市・地域づくりの推進

(1) 仙北市都市計画マスタープラン推進の理念

本マスタープランの推進の理念を以下に示す。

仙北市都市計画マスタープラン推進の理念

～ 『協働』による都市・地域づくり ～

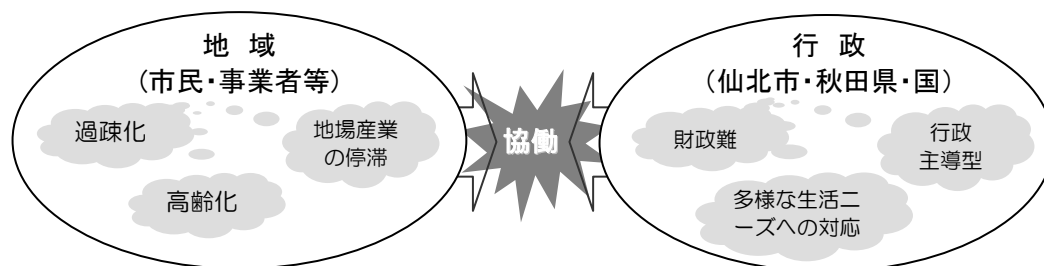
市民・事業者・行政等が、仙北市に「誇り」と「愛着」をもち、
将来ありたい姿を「共有」し、
都市・地域づくりについて、「考え」、「語らい」、「学び」、
「自主性」と「協調性」をもって取り組むものとする。

(2) 『協働』の必要性

地域のことは住民自らが決定し、責任をもって取り組むことが重要であるが、地域によっては、過疎化や高齢化が進展し、地域づくりの担い手が固定化し、または不足していることなどが課題となっている。

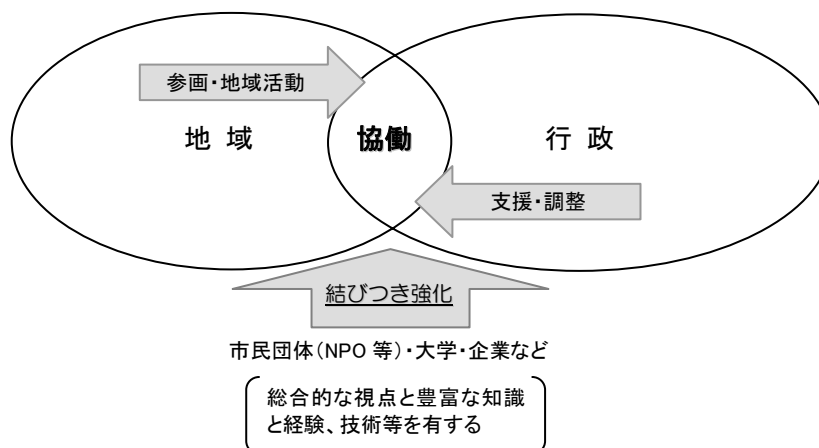
一方、行政においては、財政難を迎えている中、限られた財源を有効に活用して、効率的で質の高い生活サービスを提供することが求められている。

このような状況下において、仙北市都市計画マスタープランを推進していくためには、行政による取り組みはもちろんのこと、市民、事業者、行政等が目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力しあう『協働』が必要である。



(3) 『協働』の課題

本市においては、既に地域課題を認識し、高齢者支援や観光振興、グリーンツーリズムなどに取り組む地域がみられる。地域の知恵や潜在能力を活かした取り組みをより一層推進するためには、多様な知識や経験、ノウハウを有する主体と連携しながら、「人材や組織の育成・強化」や「情報や知識の集積」、「活動場所・資金等の確保」などを進め、地域と行政の結びつきを強化していく必要がある。



2 推進体制と役割分担

(1) 推進体制

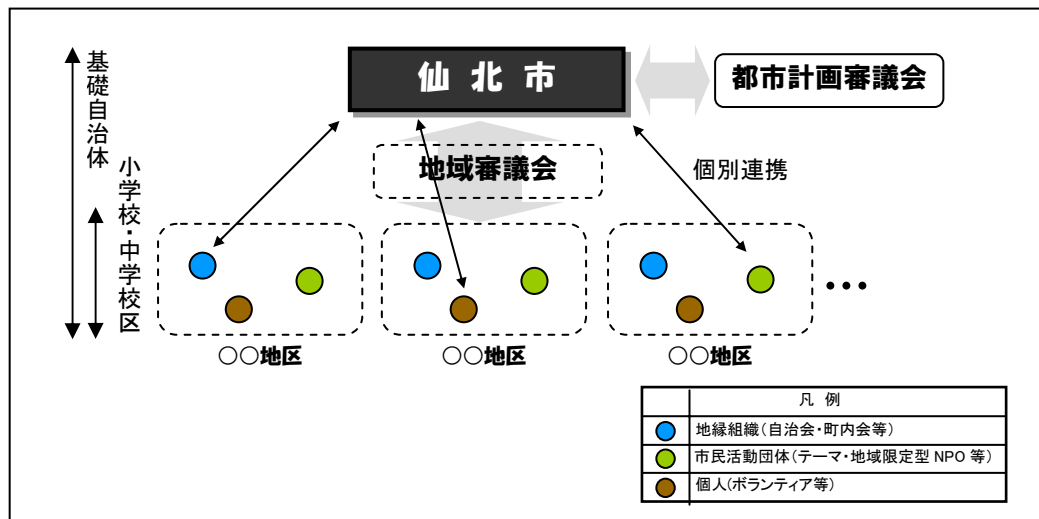
本マスタープランを推進するにあたっては、都市計画だけでなく、多様な分野との調整や連携が必要であることから、まちづくり全般を統括的に推進する体制を構築していくことが望まれる。

①現在のまちづくりの推進体制

仙北市では地域審議会※が立ち上がり、地域と行政と結びつきを強化している。

また、地域の先導的な主体（地縁組織・市民活動団体・個人等）と個別の連携を進め、取り組みを支援している。

現在のまちづくりの推進体制イメージ



課 題

◇仙北市(行政)

仙北市(行政)は、より一層、多様な主体と密な調整・連携を図る必要があるため、行政と協力して取り組む組織が求められる。

◇地域審議会

地域審議会は、各地域の現状や課題を詳細に把握し、対策を検討する必要があるため、地域(地区)の声を聞き取るしくみや行政に向けて政策立案する権限・能力などが求められる。

◇地域(地区)

地域(地区)内の各主体は、それぞれの取り組みを把握し、連携を強化する必要があるため、まとめ役(リーダー)の存在が求められる。

※地域審議会

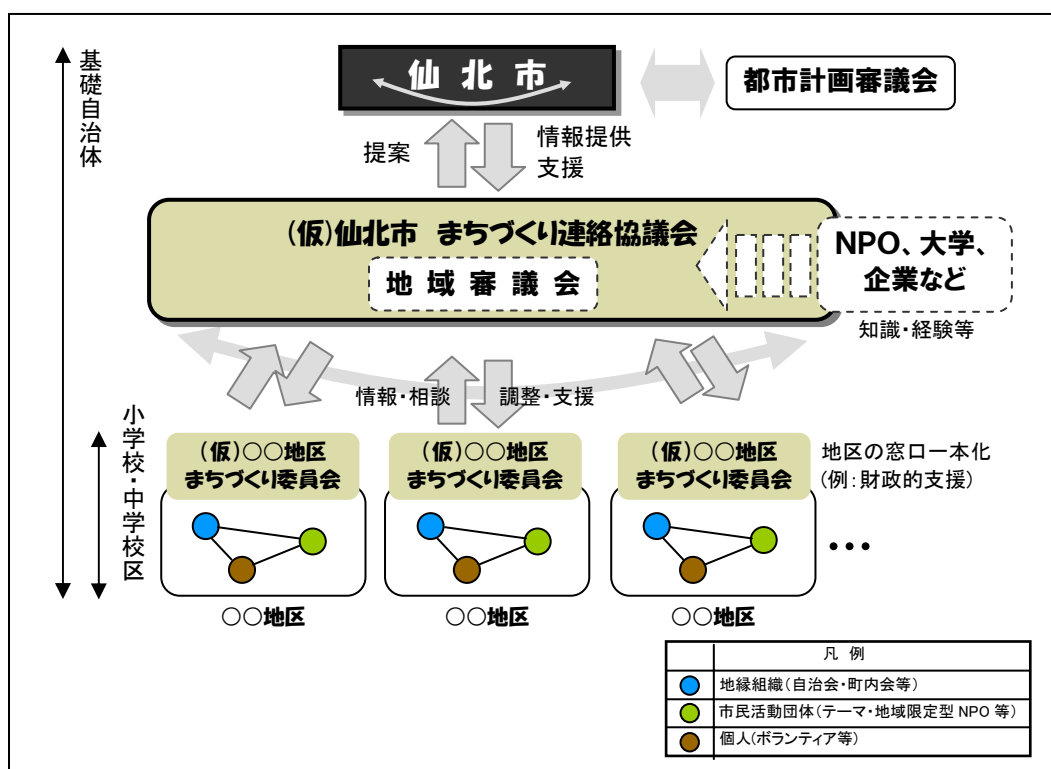
それぞれの地域の声を適切に反映するとともに、地域の特性に応じたきめ細かな行政サービスを行っていくことを目的に、旧町村単位に3つの地域審議会を設置し、新市建設計画に関する取り組みなどについて、市長の諮問に応じ、審議し答申する機関。(年3回程度、任期2年)

②将来のまちづくりの推進体制（例）

上記の課題を踏まえると、次のように推進体制を強化していくことが考えられる。

- ◇人材・組織育成や地域（地区）内の連携による「共助機能」の強化
- ◇多様な主体により構成される地域審議会などの「中間的支援機能」の強化
- ◇庁内連携などによる仙北市(行政)の「公助機能」の強化

将来のまちづくりの推進体制イメージ(例)



(2) 役割分担

都市計画に対する市民参画や提案だけでなく、地域レベルの身近な生活環境の改善、その他諸問題の解決に向けた地域主体の取り組みを促していくため、上記の推進体制を踏まえて、それぞれの担うべき役割を示す。

仙北市都市計画マスタープランの推進に向けた各主体の役割(例)

主体 項目	住民・事業者・NPO等 (〇〇地区まちづくり委員会)	地区代表・NPO・大学・企業等 (仙北市まちづくり連絡協議会)	仙北市・秋田県・国 (行政)
意識・啓発	●地域行事等の積極的な参加 ●住民への参加の呼びかけ ・地域ニュース発信 など ●視察などの外部との交流 ・先進地視察 など	●人材育成支援 ●先進的な取り組み紹介	●都市計画マスタープランの周知 ●都市計画提案制度周知 ●ホームページ(HP)の充実 ●広報、まちナビ等での活動PR ●講習会、講演会等の開催 ●人材、組織育成
対話・調査	●まち歩き、むら歩き(現地調査) ●対話集会の開催 ●地域資源の再確認、再発掘 ・歴史的建物、文化、農産物など ●課題の共有	●地域(地区)課題の客観的評価 ●まちづくり勉強会の開催 ・地域づくり塾	●市民会議、地域懇談会 ・HP市民会議、地域担当職員など ●補助金、助成金等のメニュー ・地域づくり、修景整備支援など ●意向調査 ・市民、観光客アンケートなど ●土地利用、都市施設調査 ・都市計画基礎調査 ・施設利用状況の把握 など ●現況データ等の整理と提供
計画・体制	●将来のあるべき姿の共有 ●地域づくり計画の作成 ・地区計画、景観協定など ●都市計画提案制度活用 ●組織強化 ・NPO、ボランティア組織など	●地域づくり計画へのアドバイス ●全体構想、事業の立案	●庁内横断連携強化 ●都市計画マスタープラン見直し
事業・活動	●身近な生活空間の維持管理 ・道路、河川、公園の清掃など ●生活サービスの提供 ・除雪、雪下ろし ・地域福祉、保育支援 ・防災、防犯活動 など ●交流施設、広場等の活用と運営 ・農産物直売、地元料理提供 ・趣味の会、サークル活動 ・廃校利用 など	●都市計画事業等の評価 ●地区間連絡調整	●都市計画事業 ・都市計画道路、公園事業など ●事業決定、変更 ・都市計画区域見直し ・都市計画道路、公園見直しなど ●公共公益施設整備、更新

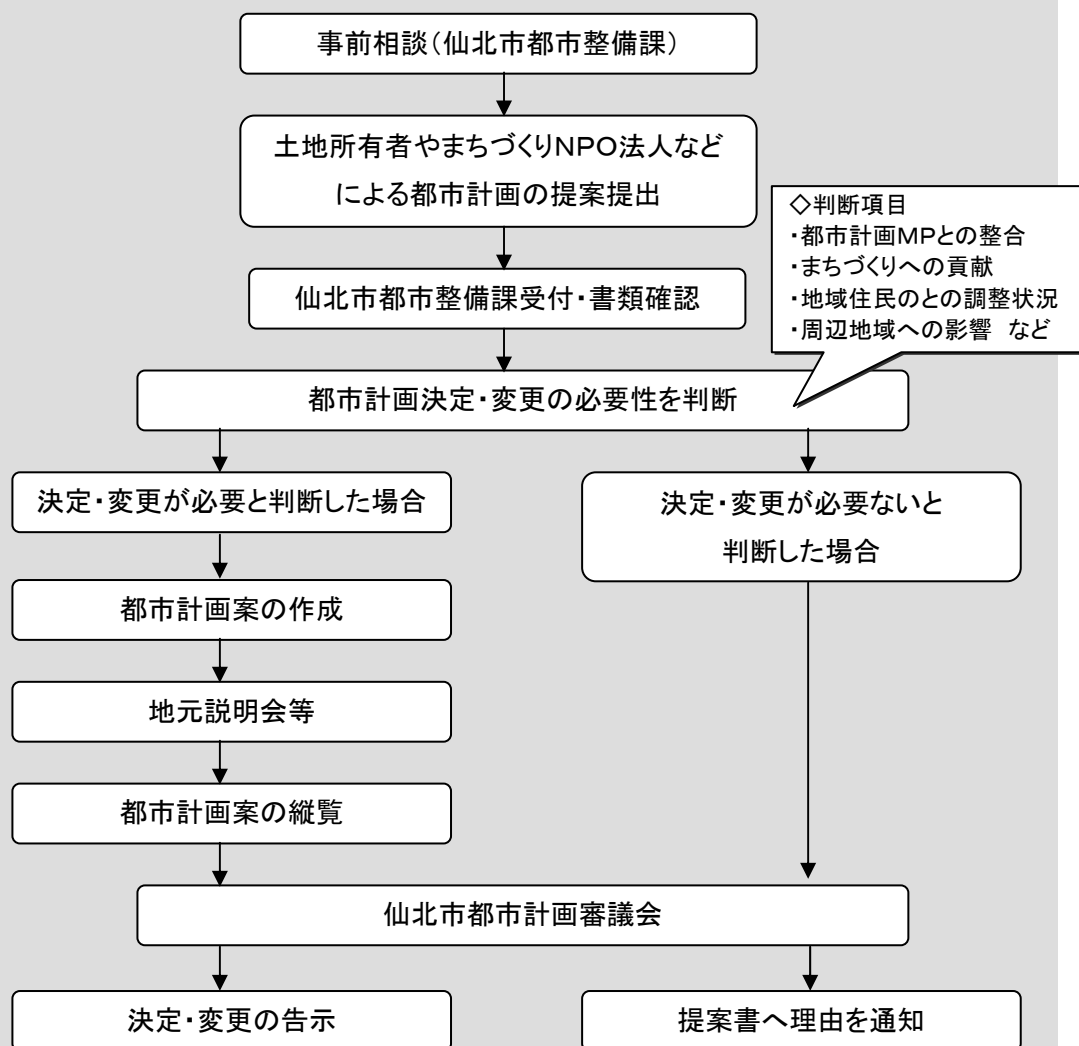
参考 都市計画提案制度

(都市計画法第21条の2)

都市計画提案制度とは、住民やまちづくりNPO法人などが、都市計画について提案することができる制度である。この都市計画提案制度により、まちづくりや都市計画に対する市民の関心を高め、主体的かつ積極的な市民参加を促し、行政と市民等が一体となったまちづくりを進めることができる。

例：地区計画の策定、用途地域の変更など

提案制度の流れ



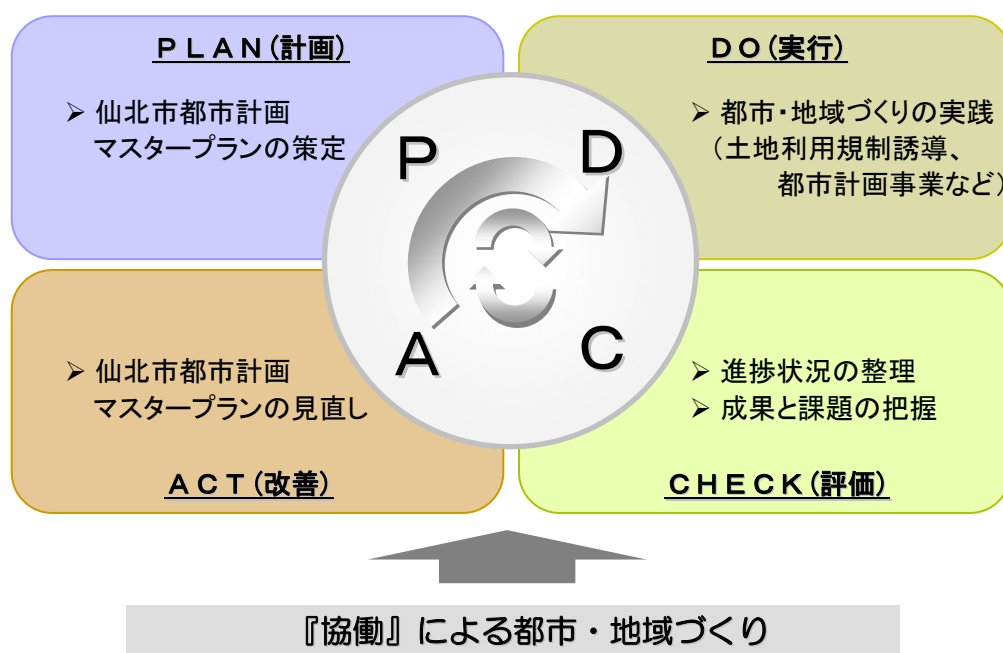
第2章

計画の進行管理

1 PDCAサイクルの適用

仙北市都市計画マスタープランは、20年後の平成40年を目標年次とし、都市づくりの目標に至る基本的方向を明らかにするものである。その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組み、実施過程を明らかにしながら、適切な政策判断を行う必要がある。

そのため、計画（PLAN）を、実行（DO）に移し、その結果・成果を評価し（CHECK）、改善し（ACT）、次の計画（PLAN）へとつなげていく、「PDCAサイクル」のしくみを強化して遂行していくものとする。



2 【実行】都市づくり・地域づくりの実践

都市づくり・地域づくりを実践していくにあたっては、多様かつ柔軟な手法を検討していく必要があるため、取り組みの手引きとなる「都市・地域づくりの処方箋」を協働で作成し、随時更新していくものとする。

都市・地域づくりの処方箋

仙北市都市計画マスタープランの方針にあった法制度（都市計画法、景観法など）や市内や全国の取り組み事例や市民からの提案などをまとめ、実践のためのバイブルとする。

また、「都市・地域づくりの処方箋」は、仙北市ホームページを活用するなどして、市民で共有する。



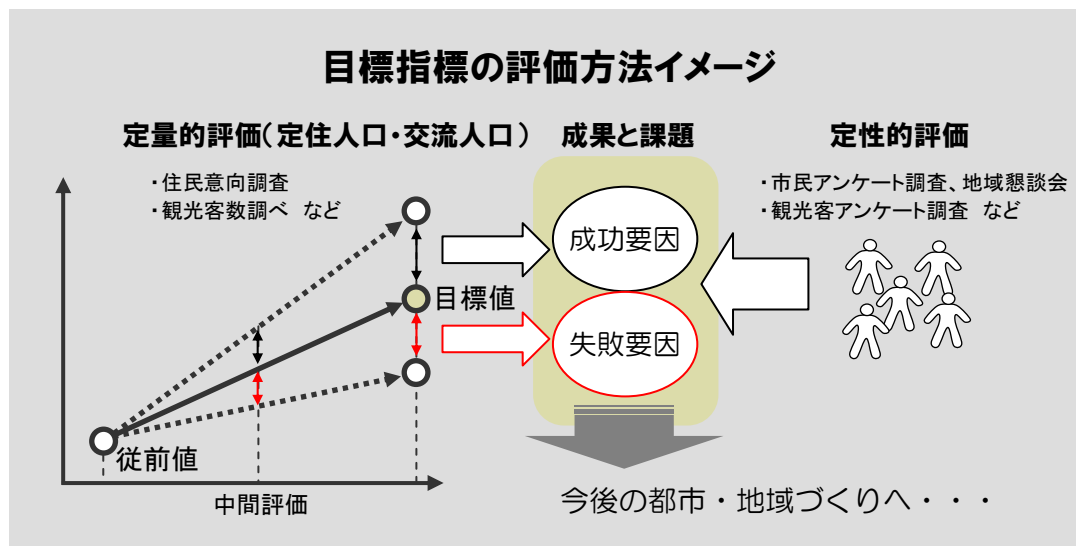
例：仙北市ホームページで共有

都市・地域づくり処方箋シート		
○ ○	分 野	
	題 名	
	目 的	
	概 要 (事例)	
	仙北市への 適用(例)	

3 【評価】都市・地域づくりの成果と課題の把握

都市・地域づくりが、仙北市都市計画マスタープランに基づいて適切に進められているかを評価するため、事業の実施状況やその成果と課題を把握していく。

評価するにあたっては、仙北市総合計画の目標指標である「定住人口」と「交流人口」を「定量的評価」と「定性的評価」で進めていくこととする。



4 【改善】都市計画マスタープランの見直し

「仙北市総合計画」や秋田県が策定する「都市計画区域マスタープラン」の改訂、前項の「都市・地域づくりの成果と課題の把握」などを踏まえ、5～10年ごとに仙北市の都市計画マスタープランの見直しを実施していくものとする。